議案第65号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月24日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。) 及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

	改正後	改正前					
(期末手	5当)	(期末手当)					
第44条	[略]	第44条 [略]					
2 期末手	手当の額は、期末手当基礎額に、	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に					

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の 120、12月に支給する場合には 100分の125を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間における 当該職員の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。
- $[(1) \sim (4)$ 略]
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」、「100分の
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の120を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間における 当該職員の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

[$(1) \sim (4)$ 略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

125」とあるのは「100分の70」 とする。

 $[4 \sim 6$ 略]

(勤勉手当)

第47条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、その者に所属する次 の各号に掲げる職員の区分ごとの総額 は、当該各号に定める額を超えてはな らない。
- (1)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100、0105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の

[4~6 略](勤勉手当)

第47条 「略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、その者に所属する次 の各号に掲げる職員の区分ごとの総額 は、当該各号に定める額を超えてはな らない。
 - (1)前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5を乗じて得た額

47. 5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

[3~5 略] 附 則

[項を削る。]

(定年の引上げに伴う給与に関する特 例措置)

11 当分の間、職員の給料月額は、当 該職員が60歳に達した日における最 初の4月1日(<u>附則第13項</u>において 「特定日」という。)以後、当該職員 に適用される給料表の給料月額のうち、 の総額

[3~5 略] 附 則

(新型コロナウイルス感染症にり患している者等に対して行う業務等に従事した職員に支給する防疫手当の特例)

11 職員が、市長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)にり患している者又はその疑いのある者に対して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する防疫手当の額は、第50条第1項の規定にかかわらず、4,000円の範囲内において市長が定める。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

12 当分の間、職員の給料月額は、当 該職員が60歳に達した日における最 初の4月1日(<u>附則第14項</u>において 「特定日」という。)以後、当該職員 に適用される給料表の給料月額のうち、 第4条の規定により当該職員の属する職員の級及び規則で定められるところにより当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

12 [略]

13 法第28条の2第4項に規定する 他の職への降任等された職員であって、 当該他の職への降任等された日(以下 この項及び附則第15項において「異 動日」という。) の前日から引き続き 同一の給料表の適用を受ける職員のう ち、特定日に附則第11項の規定によ り当該職員の受ける給料月額(以下こ の項において「特定日給料月額」とい う。) が異動日の前日に当該職員が受 けていた給料月額に100分の70を 乗じて得た額(当該額に、50円未満 の端数を生じたときはこれを切り捨て、 50円以上100円未満の端数を生じ たときはこれを100円に切り上げる ものとする。以下この項において「基 礎給料月額」という。) に達しないこ ととなる職員(規則で定める職員を除 く。)には、当分の間、特定日以後、

第4条の規定により当該職員の属する職員の級及び規則で定められるところにより当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

<u>13</u> [略]

14 法第28条の2第4項に規定する 他の職への降任等された職員であって、 当該他の職への降任等された日(以下 この項及び附則第16項において「異 動日」という。)の前日から引き続き 同一の給料表の適用を受ける職員のう ち、特定日に附則第12項の規定によ り当該職員の受ける給料月額(以下こ の項において「特定日給料月額」とい う。) が異動日の前日に当該職員が受 けていた給料月額に100分の70を 乗じて得た額(当該額に、50円未満 の端数を生じたときはこれを切り捨て、 50円以上100円未満の端数を生じ たときはこれを100円に切り上げる ものとする。以下この項において「基 礎給料月額」という。) に達しないこ ととなる職員(規則で定める職員を除 く。)には、当分の間、特定日以後、

附則第11項の規定により当該職員の 受ける給料月額のほか、基礎給料月額 と特定日給料月額との差額に相当する 額を給料として支給する。

14 「略]

- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(<u>附則第11項</u>の規定の適用を受ける職員に限り、<u>附則第13項</u>に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定により準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の<u>附則第</u>11項の規定を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第13項又は前2項の規定に よる給料を支給される職員に対する第 44条第5項(第47条第4項におい て準用する場合を含む。)の規定の適

附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 [略]

- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定により準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 12項の規定を受ける職員であって、 任用の事情を考慮して当該給料を支給 される職員との権衡上必要があると認 められる職員には、当分の間、当該職 員の受ける給料月額のほか、規則で定 めるところにより、前3項の規定に準 じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第14項又は前2項の規定に よる給料を支給される職員に対する第 44条第5項(第47条第4項におい て準用する場合を含む。)の規定の適

用については、これらの規定中「給料 月額」とあるのは、「給料月額と<u>附則</u> 第13項、第15項又は<u>第16項</u>の規 定による給料の額との合計額」とする。

- 18 <u>附則第11項</u>の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により 給料月額が異動することとなった旨の 通知を行うものとする。
- 19 <u>附則第11項</u>から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

用については、これらの規定中「給料 月額」とあるのは、「給料月額と<u>附則</u> 第14項、第16項又は第17項の規 定による給料の額との合計額」とする。

- 19 附則第12項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により 給料月額が異動することとなった旨の 通知を行うものとする。
- 20 附則第12項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

備考 表中の[]の記載は注記である。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分	の級								
	号給	給料月額							
定年前再	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300
任用短時	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700
間勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200
員以外の	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600
職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421, 600
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300

ı	l .	l		l -	l	l . .	l	l
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000
18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300	
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700	
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400	
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900	
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300	
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700	
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100	
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500	
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900	
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300	
1 -	I	Į.	ı l	Į.	Į.	I	Į.	Į.

i	l -	l a == .aa		l	l . =	l -	l ,,, ,,,,
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000		
WU	1						
94		295, 900	343,600				

	ı		į i	į į	 		I	Ī	Ī	ı ı
100 297,100 345,100 101 102 298,100 346,100 102 298,400 346,500 103 298,800 346,900 104 299,100 347,300 106 299,600 348,200 107 300,000 349,500 109 300,500 349,500 111 301,300 350,200 115 302,000 116 302,700 116 302,700 117 118 303,100 119 303,400 120 303,500 121 304,400 122 304,300 124 304,900 125 305,200 306,600 300,40		96								
100		97								
100		98								
101		99								
101		100			345, 800					
103		101		298, 100	346, 100					
104		102								
105		103								
106		104								
107		105								
108		106			348, 200					
109		107								
100		108		300, 300	349, 000					
110		109								
111		110								
112		111								
114		112		301, 600	350, 500					
115		113		301, 800	351, 000					
116		114								
110		115								
117		116								
119		117								
130		118								
120		119								
121		120								
122		121								
123		122								
定年前再 旧勤務職 188,700 216,200 256,200 275,600 290,700 316,200 358,000 391,200		123								
定年前再 任用短時 間勤務職 188,700 216,200 256,200 275,600 290,700 316,200 358,000 391,200		124								
任用短時 間勤務職		125		305, 200						
間勤務職	定年前再		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200
	任用短時									
<u> </u>	間勤務職									
	員									

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

第2条 亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲 げる規定の下線を付した部分のように改める。 改正後

改正前

(期末手当)

第44条 「略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5を乗じて得た額 に、基準日以前6筒月以内の期間にお ける当該職員の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める 割合を乗じて得た額とする。

$\lceil (1) \sim (4)$ 略 \rceil

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は、「100分の68.75」とする。

 $\lceil 4 \sim 6$ 略]

(勤勉手当)

第47条 「略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、その者に所属する次 の各号に掲げる職員の区分ごとの総額 は、当該各号に定める額を超えてはな らない。

(期末手当)

第44条 「略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の 120、12月に支給する場合には 100分の125を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間における 当該職員の在職期間の次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

$\lceil (1) \sim (4)$ 略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の120」とあるのは「 100分の6<u>7.5」、「100分の</u> 125」とあるのは「100分の70」 とする。

 $\lceil 4 \sim 6$ 略]

(勤勉手当)

第47条 「略]

任命権者が規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の、その者に所属する次 の各号に掲げる職員の区分ごとの総額 は、当該各号に定める額を超えてはな らない。

- 時間勤務職員以外の職員 当該職員 の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ ぞれの基準日現在(退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又 は死亡した日現在。次項において同 じ。)において受けるべき扶養手当 の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に100 分の102. 5を乗じて得た額の総 額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員 当該定年前再任用短 時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75を乗じて得た 額の総額
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短 | (1) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員以外の職員 当該職員 の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ ぞれの基準日現在(退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又 は死亡した日現在。次項において同 じ。)において受けるべき扶養手当 の月額及びこれに対する地域手当の 月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の100、 12月に支給する場合には100分 の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短 時間勤務職員 当該定年前再任用短 時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の <u>47.5、12月に支</u>給する場合に は100分の50を乗じて得た額の 総額

 $\lceil 3 \sim 5$ 略]

 $\lceil 3 \sim 5$ 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日 から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
- (1) 第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」と いう。) 別表の規定 令和5年4月1日
- (2) 改正後の給与条例第44条及び第47条の規定 令和5年12月1日

(令和5年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和5年4月1日から第1条の規定の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の亀山市職員給与条例(次項及び第5項において「改正前の給与条例」という。)別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の給与条例別表の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和6年3月31日までの間において、改正後の給与条例別表の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例別表の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例別表の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

6 亀山市職員退職手当支給条例(平成17年亀山市条例第46号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前					
附則	附則					
18 亀山市職員給与条例附則第11項	18 亀山市職員給与条例附則第12項					
の規定による職員の給料月額の改定は、	の規定による職員の給料月額の改定は、					
給料月額の減額改定に該当しないもの	給料月額の減額改定に該当しないもの					